

「リフォーム」で住宅をより快適にしましょう！

太田市では、**市内経済の活性化**及び**市民の住環境の向上**を図ることを目的として、**住宅リフォーム支援事業**を行います!!

補助金の交付を受けるためには、どのような条件が必要ですか？

① どんな人が対象となるの？

- 市内に住宅（集合住宅の専有する部分を含む）を所有していること
- 住宅の各所有者の世帯全員に市税等の滞納が無いこと

② どんな建物が対象となるの？

- 平成23年4月1日以前に建設した**登記済**の建物であること
- 住宅用火災警報器が設置されていること。または、本事業で設置すること
- 平成31年4月1日以前から継続して居住している住宅（母屋）であること

補助金最大 **20万円**



③ どんな工事が対象となるの？

- 登録業者^{※1}を利用して住宅のリフォームを行うこと
- 補助対象額^{※2}が税込10万円以上であること
- 同一箇所の工事で、市の他の補助金に申請していないこと

④ その他に補助金の交付を受けるための条件はあるの？

- 補助金の交付決定前の工事着工は、当事業の対象となりません
- 工事完了日^{※3}の翌日から15日以内に完了報告書を提出すること
- 工事完了日は、令和4年2月28日を最終期限とします
- 平成23年度から令和2年度の間**に住宅リフォーム支援事業補助金の交付を受けていないこと
- 年度内の申請は1回限りとする^{※4}

※1 住宅リフォーム支援事業を取り扱える市内施工業者（市内に本店を有する法人または市内に事業所を置く個人事業者）のこと。

なお、登録業者一覧は、市ホームページ、まちづくり推進課住宅リフォーム支援事業窓口、各行政センター及び東・西各サービスセンターで公開します。

※2 住宅リフォームにかかる費用のうち補助対象と認められる費用のこと。
なお、補助対象と認められる工事内容の具体例は別表を参照すること。

※3 工事代金の精算払を証明する振込受付書（受領印日のあるもの）またはATM（現金自動預払機）の利用明細票に記載された日とする。

※4 複数の登録業者を利用しようとする場合、1つにまとめて申請すること。

補助金はいくらもらえるの？

補助金は、補助対象額の30%（千円未満切捨）かつ20万円を限度とし、太田市金券で交付します

補助金の申請はだれが、いつまでに、どこで行えばいいの？

【申請書の提出】 登録業者が申請を行います

【申請期間】 令和3年6月14日（月）から令和3年9月30日（木）まで

【提出場所】 まちづくり推進課（市役所7階） 窓口へ

※予算に達し次第、申請受付を終了します

【お問合せ先】 登録業者または住宅リフォーム支援事業専用電話 47-1955（直通）まで

※ **新型コロナウイルスの影響で変更が出る場合がありますのでご了承ください。**

【補助対象と認められる工事の具体例】

工事区分	工 事
屋根	屋根の葺替、棟瓦の積直、破風・雨樋改修
防水	ウレタン防水、FRP 防水、シート防水、シーリング打替改修
外壁	外壁の張替改修
建具	屋内外建具改修・交換、ガラスの交換、襖表・障子・網戸の張替、二重サッシ・アコーディオンカーテン・シャッター・戸袋の設置
内装	床材・壁材・天井材の張替及び下地改修、防音・断熱改修、間仕切壁の設置、段差解消、手すりの設置、その他木工事等
塗装	屋根・外壁・内装の塗装改修
タイル	タイルの張替、下地補修
畳	畳の入替・表替・裏返し
増築	母屋の増築 ※確認申請を必要とする増改築の場合に限り確認申請書副本の写しの添付が必要
構造	基礎・土台・柱・壁その他構造部分の改修・補強
水回	システムキッチン・ユニットバス・洗面台・便器（一体型の場合手洗含む）・洗濯器パンの更新・新設及びこれらに関連して行う配管・配線等 ※上記の部分改修は認められません。全体のシステムとして交換等を行ってください
電気	住宅用火災警報器（未設置の住宅は必ず設置してください）の設置
その他	上記全ての工事に関連して行う仮設工事、取外再設置工事及び解体工事等
	諸経費、値引き、消費税等は支払総額のうち、補助対象工事費の率分のみ認められます

【補助対象と認められない工事の具体例】

工事区分	工 事
屋根	日除け・テラス・テント等に関する工事等
外壁	物干類・広告塔や広告看板等に関する工事等
建具	鍵・戸車・取手・クローザーの交換のみ
内装	カーテン及びカーテンレール、ブラインド、ロールスクリーン、物干類、こたつ、カーペット、造付以外の家具（下駄箱・ソファ・本棚など）等
	シロアリ対策の防腐防蟻処理、床下調湿材・換気扇設置の関連工事等
設備	ガスコンロのみ・浴槽のみ・水栓のみ・温水洗浄便座のみ・太陽熱温水器・給湯器等の機器本体交換及びそれに関連する配管工事等
	コンセントのみ・ブレーカーのみ・換気扇のみ・冷暖房機器等・照明器具・アンテナ・テレビ・インターフォン・太陽光発電等の機器本体交換及びそれに関連する配線等 ※補助対象工事となる水回・電気工事以外の設備工事を主目的とした建築工事を含む
外構・外回	母屋以外の住宅、物置、車庫等
	犬走、塀、駐車場土間・舗装、屋外手摺・照明、玄関ポーチ（屋外部分）、植栽等
	屋外配管・配線、浄化槽、ウッドデッキ、ベランダスノコ、濡れ縁等
その他	引越費用、家具移動、家庭内ゴミの処分、家庭内のクリーニング、設計費、各種調査費及び調整費、収入印紙代、振込手数料、各種申請費用、リフォーム工事を主目的としないもの等

※上記例で判断できない場合は、登録業者または住宅リフォーム支援事業専用電話まで事前にご確認ください。
なお、電話や資料提示のない窓口でのお問合せの場合、補助金交付の有無に関しては一切お答えできません。